

東京PCB廃棄物処理施設への 入門許可申請手引書

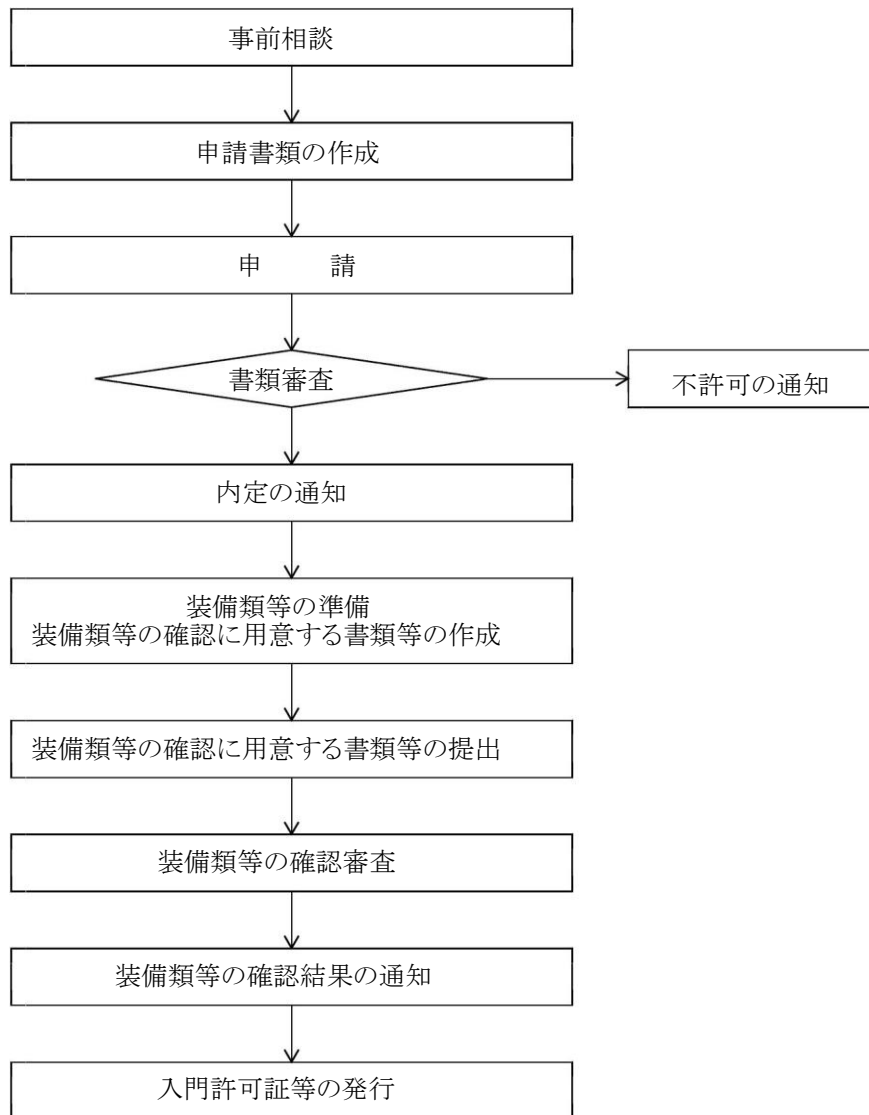
平成28年2月
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

1. はじめに

この手引書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下、「JESCO」といいます。)が東京PCB廃棄物処理施設にPCB廃棄物を搬入できる者として「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」第2に規定する入門許可の交付を受けたい収集運搬事業者及び自らPCB廃棄物を運搬しようとする者のための手引きです。

2. 申請の流れ

入門許可要綱の第5 に示した手順に従い、以下の流れで審査を行います。



注) 装備類等を完備した上で東京都及びP C B廃棄物の保管事業者が存する自治体によるPCB廃棄物収集運搬業の許可を取得した場合は、書類審査と装備類の確認審査の両審査を統合して1回で行うこととします。その際には、6. 7. 8. の提出書類等を入門許可申請時において一括して提出していただきます。

3. 事前相談

(1) 相談日及び時間

月曜日、水曜日及び金曜日の午前10時00分から午前12時及び午後2時から午後4時まで

(2) 相談場所

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 東京PCB処理事業所 総務課 〒135-0064 東京都江東区青海3丁目地先 電話 03-3599-6023
--

(3) その他

あらかじめ電話でご予約の上、ご来所下さい。

4. 申請

(1) 受付時間

月曜日、水曜日及び金曜日（祝祭日を除く）の午前10時00分から午前12時及び午後2時から午後4時まで

(2) 受付場所

3. (2) の相談場所と同じ。

(3) 申請方法

申請の受付は、上記(2)で行いますので、持参又は郵送若しくは宅配便にて、この手引書に記載する申請書類一式((4) に示す申請書及び6に掲げる関係書類)を提出して下さい。FAXによる受付はいたしません。ご持参いただく場合はあらかじめ電話でご予約の上、ご来所下さい。

申請書類に不備がなければ受理し、(4) の申請書に受付印を押印いたします。受理されたものでなければ、以後の手続きは行いませんので、あらかじめご了承下さい。

(4) 申請書

JESCOが定めた申請書の様式によるものとします。

(5) 提出部数

2部（正本及びその写し1部。写しは正本のコピーでかまいません。）

5. 審査及び決定

(1) 審査結果の通知

申請書類を審査した結果、内定又は不内定となった場合には、その旨を通知します。なお、内定を受けた者は(2) に示す装備類の確認をしますので、装備類等(運搬容器、運搬車輛、GPSシステム、吸収材及び保険)の準備ができましたら、JESCOにその旨通知して下さい。

(2) 装備類等の確認

① 内定を受け装備類等の準備ができましたら、7に掲げる書類等を、申請書類の提出と同じ要領で、JESCOに提出して下さい。

② 装備類(運搬容器、運搬車輛、GPSシステム及び吸収材)については、用意し

ていただいた装備類が、申請時に予め提出していただいた書類に適合したものであることを上記①の書類等により確認させていただきます。

- ③ また、受入基準第8 (2)に規定する保険についても、保険契約の申込書等同保険が基準に適合していること及び収集運搬開始時点で成立していることを上記①の書類により確認させていただきます。

(3) 入門許可証等の発行

装備類等の確認ができ次第、入門許可証、入門許可車両証及び入門許可者証を発行します。なお、許可を受けた者は、その後適宜、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に記載されている教育に関する実施状況記録、運搬容器に関する各種記録（運用記録、点検実施記録及び修繕実施記録）等の写しを提出していただくことがありますので、ご了承下さい。

6. 関係書類

申請時には申請書に下記の関係書類を以下の順番で綴じて提出していただきます。

No.	書 類 名
1	PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(写し) 注 許可申請中の場合は、申請状況等に関する事情書 申請書(写し)を後日郵送のこと。
2	申請者の印鑑証明（発行後3ヶ月以内のもの） * 正本は原本を添付
3	申請者（法人の場合）の商業登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの） * 正本は原本を添付
4	事業計画書（作成方法は事業計画書作成要領に従って行うこと。）
5	P C B廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を終了した者の一覧* 修了書（写し）を添付
6	上記No.1の許可に係る申請書類のうち、次に掲げるものの写し (1) 様式第1号の1（事業計画の概要を記載した書類） (2) 様式第1号の2（運搬施設の概要） (3) 様式第1号の2（運搬業務の具体的な計画）

7. 装備類等の確認の時に用意する書類等

装備類等の確認時に以下の書類等を提出していただきます。

No.	書 類 名
1	申請時にあらかじめ提出した書類に適合したものであることが判断できる運搬容器(漏れ防止型金属容器、漏れ防止型金属トレイ（バン型トラック用）、漏れ防止型金属トレイ（大型PCB廃棄物用）及び漏れ防止型金属容器(液漏れ機器用)以下同じ。)の写真
2	申請時にあらかじめ提出した書類どおりの試験方法で行った運搬容器の性能確認の結果が所期の判断基準に適合していることを示す書類
3	申請時にあらかじめ提出した書類に適合したものであることが判断できる運搬車両の写真
4	申請時にあらかじめ提出した書類に記載した吸収材と同一のものを備えたことを明らかにする納品書、写真等

5	GPSシステム提供会社との契約書（写し）又は申込書
6	受入基準第8（2）に適合した付保内容、保険金額、加入予定日時になっていることを示す保険契約の契約書（写し）又は申込書

8. 入門許可証等の交付時に用意する書類等

No.	書 類 名
1	P C B廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可決定通知書（写し） 注 入門許可証等は、東京事業所で手交する予定

様式

整理番号	
------	--

平成 年 月 日

入 門 許 可 申 請 書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
東京PCB処理事業所 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、本店所在地、名称及び代表者の氏名)担

当者

所 属

電話番号

F A X

中間貯蔵・環境安全事業株式会社東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設にP C B廃棄物を搬入できる者として「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」第2に規定する許可を受けたいので、「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門許可要綱」に基づき、関係書類を添えて申請します。

P C B廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可番号	都・県・市	許 可 番 号	
安全管理責任者 運行管理責任者 PCB廃棄物の収集運搬に従事する者	氏 名	役 割	P C B廃棄物の収集運搬業従事者講習会終了番号

事業計画書の作成要領

1. 事業計画書の形態

事業計画書は、A4判サイズを原則とする。A3判サイズを使用する場合は、A4判折込を基本とする。

2. 事業計画書の構成

事業計画書は、東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設へ搬入するPCB廃棄物の収集運搬を遂行するための体制、教育、装備類及び保険について、4に示す項目及び記載事項に従って記載すること。

3. 事業計画の内容

事業計画書は、必要に応じてそれらを裏付ける資料を添えて提出するものとし、事業計画書の作成にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 関係法令、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン、東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準及び東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門許可要綱の内容及び要件に適合する計画であることを、極力具体的、明確かつ簡潔に記載すること。
- (2) (1) に示す適合性が判断できない場合には、申請者に不利な判断が行われることもあること。

4. 事業計画書の項目、記載内容及び審査のポイント

事業計画書の項目、記載内容及び審査のポイントは別紙のとおり

項目		事業計画書 記載内容及び必要書類	事業計画書に対する審査のポイント		当てはめ
			書類審査	装備類の確認	
			審査基準	審査対象	
1・教育	人的能力の確保	1. PCB収集・運搬ガイドラインに規定された社内体制（PCB廃棄物収集運搬業の許可書類の写し）	○安全管理責任者、運行管理責任者等を配置し安全管理体制を構築した社内体制となっていること。		○受入基準第7 ○入門許可要綱第4③
		2. 知識・技能 (1)安全管理責任者及び運行管理責任者 財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を了したことを証する書類を提出すること。 (2)収集・運搬従事者 収集・運搬従事者が財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を了した場合は、当該者が同講習会を了したことを証する書類を提出すること。なお、安全管理責任者又は運行管理責任者による社内教育による場合は、教育内容と実施に関する計画書を提出すること。また、教育実施後速やかに報告書を提出すること。	○左記講習の合格者証の写しとそこに記載された氏名とを照合すること等により、安全管理責任者及び運行管理責任者若しくはPCB廃棄物の収集運搬に直接従事する者が左記の受講を了したと判断できるものであること。 ○収集・運搬従事者の社内教育については、必要となる運転手等の収集・運搬従事者が具体的に想定されており、かつ、それらの者に対する教育・訓練のカリキュラム及び効果判定方法が適正かつ明確であり、かつ、確実に実施できると判断できる教育・訓練計画であること。		
		3. PCB収集・運搬ガイドライン4. 2に基づき毎年度行うこととなる収集・運搬従事者の教育及び必要に応じての訓練において、次に掲げる「入門許可要件で求める知識・技能」に関する教育訓練（科目、頻度、教育方法等を具体的に示したもの）を適確に行うことを示す具体的な教育・訓練計画 受入基準の内容及び受入基準に適合した搬入を行うために入門許可事業者として行わなければならない事項の理解 次の事項についての教育内容、教育方法、教育効果の確認方法を具体的に記述すること。 ・受入対象物 ・運搬容器（受入基準別表1、2、3及び4の内容を含む。） ・運搬車輛（同別表5の内容を含む。） ・GPSシステム（同別表6及び7の内容を含む） ・作業者の教育・訓練 ・緊急時の対応方法 ・収集運搬の安全の確保等 ・水の付着等 ・搬入経路等 ・搬入時間帯 ・受入拒否 ・保険	○行おうとする収集運搬事業の規模に応じて、必要となる運転手等の作業従事者が具体的に想定されており、かつ、それらの者に対する教育・訓練のカリキュラム及び効果判定方法が適正かつ明確であり、かつ、確実に実施できると判断できる教育・訓練計画であること。		
2・装備類	①漏れ防止型金属容器	1. 仕様・設計図 次の内容を網羅していること。 (1)外形・強度 ① 外寸は、次のア又はイであること。 ア 幅2, 200mm以下×奥行2, 950mm以下であって、かつ、高さが2, 050mm以下の車載トランス用については、幅2, 500mm以下×奥行3, 300mm以下であって、かつ、高さが1, 300mm以下 ② 容器本体に次の表示がされていること。 ア 所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先 イ 容器の総自重 ③ 自重を含めて6tの重量があるときに、収容物を入れてフォークリフトで持ち上げた場合に、容器本体及びフォークポケットにゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。 ④ 運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1. 1倍以上を吸収できる吸収材を入れることができること。 (2)材質 ステンレススチール製であること。 (3)構造 ① 底面及び側面が密閉構造であり、蓋を閉めたときに雨水が内部に侵入しない構造であること。 ② 蓋は容器が転倒しても容易に外れることがなく、かつ、内容物が飛散又は流出することがない構造であること。 ③ 底面には4方向からフォークリフトで荷役できるフォークポケットを有すること。 ④ 容器本体4隅及び蓋にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。 ⑤ 容器内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。 ⑥ 取り付け及び取り外しを容易に行うことができる仕切板による内部仕切ができる構造であること。 ⑦ 容器は、運搬時に転倒又は落下することのないように、運搬車輛荷台上に固定できること。 ⑧ PCB廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際に容器の形状が保たれるようPCB廃棄物を固定できること。	○使用しようとする運搬容器の全てについて、左記の性能（外形・強度、材質、構造）を満たすと判断できる仕様書及び設計図面であること。	○左記に適合したものであることが判断できる運搬容器の写真（数種類製作した場合には種類毎の写真を用意すること。）	○受入基準第4（1）（2）（3）（5） ○別表1上欄
		2. 性能確認試験の方法 上記の性能（外形・強度、材質、構造）が確保されていることを確認する試験方法、判断基準	○試験方法及び判断基準が上記1. の仕様及び設計図面に照らし、適正かつ確実であると判断できるものであること。	○左記の試験方法で行った性能確認の結果が所期の判断基準に適合していることを示す書類	
		②漏れ	1. 仕様・設計図 次の内容を網羅していること。 (1)外形・強度	○使用しようとする運搬容器の全てについて、左記の性能（外形・強度、材質、構造）を満たすと判断できる仕様書及び設計図面であること。	○左記に適合したものであることが判断できる運搬容器の写真（数種類製作した場合には種類毎の写真を用意すること。）

<p>防止型金属トレイ（バン型トラック用）</p>	<p>①外寸は、次のア又はイであること。 ア 幅2, 200mm×奥行2, 950mm イ 幅2, 200mm以下×奥行1, 475mm以下</p> <p>②トレイ本体に次の表示がされていること。 ア 所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先 イ トレイの総自重</p> <p>③自重を含めて6tの重量があるときに、収容物を入れてフォークリフトで持ち上げた場合に、トレイ本体及びフォークポケットにゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。</p> <p>④トレイの壁面高さは、800mm以上を有し、運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れることができること。ただし、トレイの外寸が①イの場合には、200mmを下限とし、運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量を有し、同液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れることができる場合には、この限りでないものとする。</p> <p>(2)材質 ステンレススチール製であること。ただし、再使用しないトレイにあつては鉄製でもよい。</p> <p>(3)構造</p> <p>① トレイの底面及び側面が密閉構造であること。 ② 底面には4方向からフォークリフトで荷役できるフォークポケットを有すること。 ③ 吊り上げるときに最も形状を保ち易い4ヶ所にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。 ④ トレイ内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。 ⑤ トレイは、運搬時に転倒又は落下することのないように、トレイの4隅若しくはこれに代わる適切な位置にフック等の器具を設けて運搬車輛荷台上に固定できること。 ⑥ PCB廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際にトレイの形状が保たれるようPCB廃棄物を固定できること。</p>			
	<p>2. 性能確認試験の方法 上記の性能(外形・強度、材質、構造)が確保されていることを確認する試験方法、判断基準</p>	<p>○試験方法及び判断基準が上記1. の仕様及び設計図面に照らし、適正かつ確実であると判断できるものであること。</p>	<p>○左記の試験方法で行った性能確認の結果が所期の判断基準に適合していることを示す書類</p>	
<p>③ 漏れ防止型金属トレイ（大型PCB廃棄物用）</p>	<p>1. 仕様・設計図 次の内容を網羅していること。</p> <p>(1)外形・強度</p> <p>① 運搬車輛の荷台上にトレイを固定した状態でPCB廃棄物を天井クレーンにより積み下ろすことから、トレイの高さは、その天井クレーンの吊手巻き上げ上限高さ7.52mを考慮したものであること。 ② トレイ本体に次の表示がされていること。 ア 所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先 イ トレイの総自重</p> <p>③ 無負荷の状態ではクレーンで吊り上げた場合に、トレイ本体及びクレーン用の吊手にゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。 ④ トレイの壁面高さは、200mm以上であること。</p> <p>(2)材質 ステンレススチール製であること。ただし、再使用しないトレイにあつては鉄製でもよい。</p> <p>(3)構造</p> <p>① トレイの底面及び側面が密閉構造であること。 ② 吊り上げるときに最も形状を保ち易い4ヶ所にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。 ③ トレイ内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。 ④ トレイは、運搬時に転倒又は落下することのないように、トレイの4隅若しくはこれに代わる適切な位置にフック等の器具を設けて運搬車輛荷台上に固定できること。 ⑤ PCB廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際にトレイの形状が保たれるようPCB廃棄物を固定できること。</p>	<p>○使用しようとする運搬容器の全てについて、左記の性能（外形・強度、材質、構造）を満たすと判断できる仕様書及び設計図面であること。</p>	<p>○左記に適合したものであることが判断できる運搬容器の写真（数種類製作した場合には種類毎の写真を用意すること。）</p>	<p>○受入基準第4(4)(5) ○別表3上欄</p>
	<p>2. 性能確認試験の方法 上記の性能(外形・強度、材質、構造)が確保されていることを確認する試験方法、判断基準</p>	<p>○試験方法及び判断基準が上記1. の仕様及び設計図面に照らし、適正かつ確実であると判断できるものであること。</p>	<p>○左記の試験方法で行った性能確認の結果が所期の判断基準に適合していることを示す書類</p>	
<p>④ 漏れ防止型金属容器（液漏れ機器用）</p>	<p>1. 仕様・設計図 「機械により荷役する構造を有する運搬容器」の構造基準（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の3の2第1号）及び次の内容を網羅していること。</p> <p>(1)外形・強度</p> <p>① 外寸は、次のア又はイであること。 ア 幅2, 200mm×奥行2, 950mmであつて、かつ、高さが2,050mm イ 幅2, 200mm以下×奥行1, 475mm以下であつて、かつ、高さが1,450mm以下</p> <p>② 容器本体に次の表示がされていること。 ア 所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先 イ 容器の総自重</p> <p>③ 自重を含めて6tの重量があるときに、収容物を入れてフォークリフトで持ち上げた場合に、容器本体及びフォークポケットにゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。 ④ 運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れることができること。</p> <p>(2)材質 ステンレススチール製であること。</p> <p>(3)構造</p> <p>① 底面及び側面からPCB廃棄物が漏洩しない構造であり、蓋を閉めた容器に20キロパスカルの空気圧力を10分間加えたときに容器内の空気が容器外に漏洩しない構造であること。 ② 蓋は容器が転倒しても容易に外れることがなく、かつ、内容物が飛散又は流出することがない構造であること。</p>	<p>○使用しようとする運搬容器の全てについて、左記の性能（構造基準、外形・強度、材質、構造）を満たすと判断できる仕様書及び設計図面であること。</p>	<p>○左記に適合したものであることが判断できる運搬容器の写真（数種類製作した場合には種類毎の写真を用意すること。）</p>	<p>○受入基準第4(1)(2)(3)(5) ○別表4上欄</p>

	<p>③ 底面には4方向からフォークリフトで荷役できるフォークポケットを有すること。</p> <p>④ 容器本体4隅及び蓋にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。</p> <p>⑤ 火災時に容器の破損が生じないよう十分な量の蒸気を放出することができ、かつ容器の転倒、落下等により容易に破損しない安全装置を有すること。</p> <p>⑥ 容器内外の圧力差が生じるときに安全に蓋を開けられる構造であること。</p> <p>⑦ 容器内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。</p> <p>⑧ 取り付け及び取り外しを容易に行うことができる仕切板による内部仕切ができる構造であること。</p> <p>⑨ 容器は、運搬時に転倒又は落下することのないように、運搬車輛荷台に固定できること。</p> <p>⑩ 収納物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際に容器の形状が保たれるよう収納物を固定できること。</p>			
	<p>2. 性能確認試験の方法</p> <p>上記の性能(構造基準、外形・強度、材質、構造)が確保されていることを確認する試験方法、判断基準</p>	<p>○試験方法及び判断基準が上記1. の仕様及び設計図面に照らし、適正かつ確実であると判断できるものであること。</p>	<p>○左記の試験方法で行った性能確認の結果が所期の判断基準に適合していることを示す書類</p>	
<p>⑤ 運搬容器の維持管理計画</p> <p>運搬容器についてその健全な性能を確保するために必要な維持管理の実施計画を示すこと。その際、運搬容器の経年劣化、使用頻度等を考慮しつつ、次に示す事項毎に記述すること。</p> <p>(1) 使用前確認</p> <p>次に示す内容を満たす使用前確認の実施方法を示すこと。</p> <p>① 漏れ防止型金属容器及び漏れ防止型金属容器(液漏れ機器用)の使用の前確認の方法</p> <p>容器の使用に当たっては、その都度、次に掲げる状態にあることを目視で確認するとともに、収容しようとする物の量及び容器の自重の合計が6t以下になることを確認すること。</p> <p>ア PCBの付着がないこと。</p> <p>イ 錆等による腐食がないこと。</p> <p>ウ 著しい損傷がないこと。</p> <p>② 漏れ防止型金属トレイ(バン型トラック用)及び漏れ防止型金属トレイ(大型PCB廃棄物用)の使用に当たっては、その都度、次に掲げる状態にあることを目視で確認すること。</p> <p>ア PCBの付着がないこと。</p> <p>イ 錆等による腐食がないこと。</p> <p>ウ 著しい損傷がないこと。</p> <p>(2) 定期検査の実施</p> <p>運搬容器として有していなければならない性能が維持されていることを確認するための検査の実施計画、実施方法、判断基準を示すこと。</p>	<p>○使用前確認及び定期検査の実施者、実施内容、記録の整備及び保存方法、異常があった場合の対応方法が具体的かつ適正であると判断できる運搬容器の維持管理計画であること。</p> <p>○定期検査の実施内容が運搬容器の経年劣化、使用頻度等を反映したもとなっており、それが判断できる運搬容器の維持管理計画であること。</p>	<p>○別表1下欄1</p> <p>○別表2下欄1</p> <p>○別表3下欄1</p> <p>○別表4下欄2</p>		
<p>(2) 吸収材</p> <p>① 材質、性能等</p> <p>次の条件を満たしたものであることを製品カタログ、製品試験結果等で明確にすること。</p> <p>① 材質はセルロース系であること。</p> <p>② PCBを吸収しやすく、かつ水を吸収しにくいものであること。</p> <p>③ PCBを吸収した状態で持ち上げたときに、容易に漏洩し、滴下し、又は流出しないものであること。</p> <p>④ PCBを吸収した場合には、それが目視で判別できるものであること。</p> <p>*吸収材については、東京PCB廃棄物処理施設での処理の状況により、今後検討により変更を求めることがある。</p>	<p>○左記の性能①-④を満たすものであると判断できる資料が示されていること。</p>	<p>○左記の吸収材と同一のものを備えたことを明らかにする納品書、写真等</p>	<p>○別表1下欄2(1)</p> <p>○別表2下欄2(1)</p> <p>○別表3下欄2(1)</p> <p>○別表4下欄3(1)</p>	
<p>② 吸収材の袋等</p> <p>吸収材を容器内に立ち入らずに容易に取り出せる状態で使用するため、袋等に収容して使用する場合に記載すること。</p> <p>材質、性能等</p> <p>次の条件を満たしたものであることを製品カタログ、製品試験結果等で明確にすること。</p> <p>① 材質はセルロース系であること。</p> <p>② 袋等に収容した状態で吸収材がPCBを吸収しやすく、かつ水を吸収しにくいものであること。</p> <p>③ 袋等に収容した状態で吸収材がPCBを吸収した状態で持ち上げたときに、容易に漏洩し、滴下し、又は流出しないものであること。</p> <p>④ 袋等に収容した状態で吸収材がPCBを吸収した場合には、それが目視で判別できるものであること。</p> <p>⑤ 内部の吸収材がPCBを吸収したか否かについての判別が困難となることがないような色、厚さの生地を使用すること。</p> <p>*吸収材の袋等については、東京PCB廃棄物処理施設での処理の状況により、今後検討により変更を求める事がある。</p>	<p>○左記の性能①-⑤を満たすものであると判断できる資料が示されていること。</p>	<p>○左記の吸収材の袋等と同一のものを備えたことを明らかにする納品書、写真等</p>	<p>○別表1下欄2(2)</p> <p>○別表2下欄2(2)</p> <p>○別表3下欄2(2)</p> <p>○別表4下欄3(2)</p>	
<p>(3) 運搬車輛</p> <p>使用する予定の運搬車輛が次の要件を満たしていることを示す書類</p> <p>(1) 運搬車輛は、総重量が40t以下、軸重10t以下及び幅3.25m以下、高さ4.1m以下であること。</p> <p>(2) トレーラーで運搬する場合には、トレーラーの車長が16.5m(セミトレーラー相当)を超えないこと。</p> <p>(3) 漏れ防止型金属容器により運搬する場合、漏れ防止型金属トレイ(バン型トラック用)により運搬する場合及び漏れ防止型金属容器(液漏れ機器用)により運搬する場合には、車輛からフォークリフトにより積み下ろせること。</p> <p>(4) バン型トラックで、荷台後方の開口部から積み下ろしを行う車両については、車両の後方部分にフォークリフトが作業できる空間を確保できる程度の車長であること。</p> <p>(5) 漏れ防止型金属トレイ(大型PCB廃棄物用)により運搬する場合には、車輛の荷台にそのトレイを固定した状態でPCB廃棄物を天井クレーンにより積み下ろすことから、車輛の荷台の高さは、その天井クレーンの吊手巻き上げ上限高さ7.52mを考慮したものであること。</p>	<p>○使用する全ての運搬車輛について、左記の条件に適合した車輛であることが判断できる書類であること。</p> <p>○上記車輛がPCB廃棄物の収集運搬業の許可を取得した際に申請した車輛であることが判断できる書面(許可申請書の写し、車番が写った写真等)であること。</p>	<p>○受入基準第5</p> <p>○別表5</p>		
<p>(4) GPSシステム</p> <p>1. NEC ネットエスアイ㈱のRouteviシステムを使用する場合は、その旨を記載すること。</p> <p>2. 上記以外のシステムを使用する場合には、JESCOのシステムと接続することができるものでなければならず、かつ、次の条件を満たすこと。</p> <p>(1) 受入基準別表6に定める仕様に適合していること。</p> <p>(2) 受入基準別表7に定める運用方法に適合していること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に適合していることが確認でき、JESCOのシステムと接続するためのシステム改造費用</p>	<p>○NEC ネットエスアイ㈱の Routevi システム以外を使用する場合は、左記の(1)-(3)について具体的に示され、JESCOのシステムと接続可能であり、かつ、必要な付帯費用が負担できると判断できる書面であること。</p>	<p>○GPSシステム提供会社との契約書又は申込書の写し</p>	<p>○受入基準第6</p> <p>○別表6</p> <p>○別表7</p>	

	等の付帯費用を負担すること。			
(5) 水の付着	1. 受入基準第9 「従事者が運搬車輛又は運搬容器に積み込むPCB廃棄物及び吸収材は、原則として雨水その他の水が付着し、又は吸着していないものでなければなりません。」を、実作業において実行する方法を示すこと。	○作業方法が適切であると判断できる内容が具体的に示されていること。		○受入基準第9
	2. 漏れ防止型金属トレイ（大型PCB廃棄物用）を使用して運搬する場合について、受入基準別表3下欄5 「トレイ及びPCB廃棄物は、水が付着又は浸透しないように防水シートで被覆する等必要な措置を講じて運搬すること。」を、実作業において実行する方法を示すこと。	○作業方法が適切であると判断できる内容が具体的に示されていること。		○別表3下欄5
3 ・ 保 険	処理施設に搬入するために運搬作業等を行う際に、事故等により他人に与えた損害を賠償できるようにするために、自動車保険その他の適切な保険に保険金額3億円を下限として加入していること。（ただし、JESCOの処理施設でのPCB廃棄物の積み降ろし作業は、JESCOが自ら行う。）	○入門許可要件⑤に適合した付保内容等になっていると判断できる内容が具体的に示されていること。 ○当該保険が、搬入を予定している日時から付保されることになっていると判断できる内容が具体的に示されていること。	○左記のとおり付保内容、保険金額、加入予定日時になっていることを示した全ての保険の保険証書、保険約款及び約款に付随する書類の又は申込書の写し	○受入基準第8(2) ○入門許可要綱第4⑤